

社会福祉法人有心福社会 役員等の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人有心福社会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、次の勤務形態に応じて、3,000円を支給する。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
 - (2) 監事が、監査を実施した場合
 - (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合
- ただし、施設長等この法人の職員が役員の場合は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は平成29年7月1日から施行する。